

「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（答申案）」および別添 1，2 に対する意見

氏名：日本科学者会議公害環境問題研究委員会

職業：学術研究団体

住所：〒 113-0034 東京都文京区湯島1-9-15 茶州ビル9F

電話番号：03-3812-1472

FAX番号：03-3813-2363

意見

* 略称……以下の文中では

「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（答申案）」を「答申案」、

「微小粒子状物質環境基準専門委員会報告」を「別添 1」、

「微小粒子状物質測定法専門委員会報告」を「別添 2」と略称します。

1 環境基準の設定およびその達成の評価について（「答申案」別表、及び「別添 1」6.2 項に関する意見）

指針値として示された別表の環境上の条件、すなわち「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」という記述表現を、そのまま一切変更することなく環境基準として採用すること。そして、環境基準達成の評価については、監視測定局測定値の1 年平均値が、 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった時に、環境基準は達成されたと評価するようにすること。

<理由>

「別添 1」6.2 項では、長期基準（1 年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）、短期基準（1 日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）、それぞれの基準に関して達成、非達成を評価することが適切であると述べられている。しかしこれでは環境基準達成の評価があいまいになる恐れが生じる。この「別添 1」6.2 項の記述を受けると、「答申案」別表指針値の記述表現そのままではなく、たとえば「長期基準として1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること、短期基準として1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」といった別の表現で環境基準が設定される余地を生じさせる。

「別添 1」5.4 項では現在の科学的知見に基づいた総合評価として、人口集団の健康の保護のためには長期基準及び短期基準の両方が維持される必要があると明確に述べられている。すなわち長期、短期両基準が同時に達成されて初めて健康が保護されるのである。環境基準が設定された後は、その達成への施策や環境基準達成の評価は行政の役割になるが、環境基準の設定、及びその達成の評価を上述意見のようにし、環境行政が指針値の科学的根拠からかい離することなく、厳密にそれに従って進められるようにすることが大切と考える。

かかる意見を述べるのは、現行二酸化窒素の環境基準の達成評価について、いま述べたような恐れが現実となっているからである。二酸化窒素の環境基準は、1 時間値の1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること、と設定されているが、その後の行政判断で、1 時間値の1 日平均値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成と評価されている。これは明らかに環境基準の意味からかい離した評価である。このような評価のため、設定当時 0.06ppm 以下あるいは

0.04ppm以下であったような地域において、その後二酸化窒素汚染が悪化した様な場合でも、環境基準達成と評価されるような事態になっているのである。

環境基準は、環境汚染の評価、汚染影響の評価、環境の保全や改善、環境被害の補償など、環境行政全般の根幹となる指標であるから、科学的な知見に基づく指針値どおり、適切に運用されることが重要と考える。

2 監視測定体制の整備について（「答申案」課題1に関する意見）

監視測定局は、地域（都道府県など）において幹線道路の交差点や沿道などPM2.5濃度が最も高い地点に、最初に設置するとともに、以後可及的速やかに監視測定網の充実を進めること

<理由>

監視測定局の測定値は、それによって環境基準の達成非達成が評価され、それに応じて微小粒子状物質に係る環境行政を進められる、重要な汚染指標となるから、「別添2」で述べられているように地域の濃度分布や汚染特性を把握するために、適切かつ十分な監視測定網が構築されねばならない。しかし環境基準設定直後は監視測定局の設置数は十分ではないだろう。その場合、当該地域の環境濃度を代表する地点、すなわち微小粒子状物質汚染が最も進んでいる地点での監視が、先ず必要だからである。

3 環境基準の達成について（「答申案」課題2に関する意見）

環境基準の設定とともに、目標時期を明示した環境基準達成計画を作成し、遅滞なく微小粒子状物質汚染の改善施策を進めるようにすること

<理由>

「別添1」に示されている微小粒子状物質の大気濃度の状況を見ると、自排局、都市域一般局など多くの地点で指針値を超えている。一方、厚労省の人口動態統計によれば肺がんによる死亡数は、癌死亡数の中では最多となつてなお増え続けており、また文科省によって示されている、学校保健統計から求められた学童のぜん息罹患率の推移をみると、小中高の学童いずれも増大し続けており、微小粒子状物質汚染の健康被害は全国的に進行しているのではないかと憂慮される状況である。

「答申案」課題2では、「これまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要」と述べられているが、微小粒子状物質の汚染改善は緊急の課題になっているといえ、これでは不十分である。環境基準設定とともに、目標時期を明示した環境基準達成計画をつくり、直ちに具体的な改善施策を進める必要がある。

このことを強調したいのは、二酸化窒素の汚染改善が大きく遅れているという現実があるからである。現行二酸化窒素環境基準は1978年7月11日に告示され、その時、7年以内に達成するとされたが、以来31年が経過した今日に到ってもまだ達成されていない。これでは環境基準が設定されてもその意義はないに等しい。環境基本法16条4項では、政府は環境基準を確保されるように努めなければならない、と明記されている。政府は、目標時期を明示した達成計画をつくり、環境基準達成の具体的施策を進めて、微小粒子状物質汚染の解決に取り組んでもらいたい。

4 環境基準達成の評価に係る黄砂影響について（「別添1」6.3項に関する意見）

「別添1」6.3項では黄砂時の取り扱いについて、その前段の記述で、長期基準についても短期基準についても、「黄砂期間、非黄砂期間の健康影響が区別できないことから、黄砂期間に関わらず

評価することが適切である」としながら、後段でなお書きし、黄砂期間を除いた非黄砂期間の測定値によって平均値をもとめ、黄砂の影響を考慮して環境基準の達成を評価してもよい、と読み取れるような記述を加えている。

しかしそのような必要はなく、前段の記述通り「黄砂期間、非黄砂期間の健康影響が区別できないことから、黄砂期間に関わらず評価することが適切である」と考える。

<理由>

「別添1」添付の資料「参考2」をみると、第1に、黄砂期間と非黄砂期間とを明確に区別することが必ずしも容易でない、第2に、黄砂の中にも硫酸イオン、硝酸イオンなど健康影響をもたらす成分が含まれており、黄砂が人の健康に対して無害とは考えられない、第3に、黄砂の影響が最もはっきり表れていたとする2006年春季のデータをみると、黄砂による高濃度日はほとんどすべて98パーセンタイル値を超過する日の中に含まれている。短期基準は1日平均値の98パーセンタイル値で評価するとされているが、このことは、黄砂期間の高濃度測定値のほとんどは除外されることを意味している、などのことが読み取れる。したがって黄砂影響を環境基準達成の評価に際して考慮する必要はないと考えられる。